

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

令和6年10月

奈良県広域水道企業団設立準備協議会

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

目 次

I . 奈良県広域水道企業団入札・契約制度統一の基本方針	P.1
II . 段階的な制度統一の概要	P.1
III . 令和7年度からの取扱いと統一制度について	P.2
① 入札参加資格	P.2
② 入札参加資格の申請（業者名簿登録、指名願いの申請）	P.2
③ 格付け	P.3
■ 入札参加資格に係る建設業許可業種の取扱いについて	P.3
■ 建設業許可業種の移行に伴う総合評定値の取扱いについて	P.4
■ 企業団入札参加資格申請、建設業許可業種等の移行に係るスケジュール	P.4
④ 一般競争入札（発注基準）	P.5
⑤ 指名競争入札（指名基準）	P.5
⑥ 随意契約	P.5
⑦ 総合評価落札方式による入札	P.5
⑧ 低入札価格調査制度	P.6
⑨ 最低制限価格制度	P.6
⑩ 予定価格等の公表基準	P.6
⑪ 監督・検査・評定の取扱い	P.7
⑫ 電子入札	P.7
⑬ 電子契約	P.7

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

I. 奈良県広域水道企業団入札・契約制度統一の基本方針

- 事業者等に対する周知期間や事業者が必要な手続のための期間確保のため、**全ての制度・基準等を令和7年度(統合当初)から統一するのではなく、段階的に統一を図る。**

II. 段階的な制度統一の概要

▼企業団入札・契約関係制度の段階的な統一に向けたスケジュール

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	令和11年度～	詳細
入札参加資格	① 入札参加資格要件	県・各市町村の制度・取扱を継続 (県・各市町村の入札参加資格者名簿に登録があること)				企業団の統一制度・取扱を適用 (企業団統一の入札参加資格者名簿に登録があること)	P.2
	② 入札参加資格の申請 (業者名簿・指名願い)	県・各市町村の制度・取扱を継続 (県・各市町村に対し、登録申請を行う)				企業団の統一制度・取扱を適用 (企業団に対し、登録申請を行う) ※R11からの参加資格に係る申請受付はR9・10を予定	
	③ 格付け	県・各市町村の制度・取扱を継続 (県・各市町村による格付けを適用する)				検討中 (R7年度中に整理)	P.3
入札等の実施方法	④ 一般競争入札(発注基準)	県・各市町村の制度・取扱を継続 (県・各市町村の発注基準・指名基準を適用する)				企業団の統一制度・取扱を適用 (企業団の発注基準を適用する ※詳細はR7年度整理)	P.5
	⑤ 指名競争入札(指名基準)						
	⑥ 随意契約	企業団の統一制度・取扱を適用(地方公営企業法施行令に定める随意契約の基準に従い、解釈・運用を統一する)					
ダンプینگ対策等	⑦ 総合評価落札方式	検討中 (R6年度中に整理)					P.6
	⑧ 低入札価格調査制度	県・各市町村の制度・取扱を継続 (県・各市町村の低入札価格調査制度・最低制限価格制度を適用する)				検討中 (R7年度中に整理)	
	⑨ 最低制限価格制度						
	⑩ 予定価格等の公表基準	県・各市町村の制度・取扱を継続 (県・各市町村の予定価格公表に係る取扱いを適用する)				検討中 (R7年度中に整理)	
	⑪ 監督・検査・評定の取扱	企業団の統一制度・取扱を適用(工事・委託業務の監督・検査・評定の取扱・基準を統一する)					P.7
	⑫ 電子入札	県・各市町村の制度・取扱を継続 (県・各市町村の電子入札システムによる電子入札を行う)				企業団の統一制度・取扱を適用 (企業団独自の電子入札システムによる電子入札を行う)	
	⑬ 電子契約	企業団の統一制度・取扱を適用(電子契約による運用へ統一する)					

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

Ⅲ. 令和7年度からの取扱と統一制度について

入札参加資格

① 入札参加資格

○県または各市町村の入札参加資格者名簿に登録があることを企業団の入札参加資格要件とする

- ・令和7～10年度は、県または各市町村の入札参加資格者名簿※を利用して企業団の発注を実施
 - ・事業者は、従前どおり県または各市町村の入札参加資格者名簿に登録があることで企業団発注の入札等に参加可能
- ※企業団の各機関(企業団本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)がそれぞれ利用する入札参加資格者名簿

【例】 R7～10年度に企業団が発注する入札に参加する場合の参加資格要件

- ・企業団本部または広域水道センターの発注 → 奈良県の入札参加資格者名簿に登録があること
- ・企業団A市事務所の発注 → A市の入札参加資格者名簿に登録があること

○企業団統一の入札参加資格名簿に登録があることを企業団の入札参加資格要件とする

- ・令和11年度以降は、企業団統一の入札参加資格者名簿を利用して企業団の発注を実施
- ・事業者は、令和11年度以降は、企業団の入札参加資格者名簿に登録があることで企業団発注の入札等に参加可能

② 入札参加資格の申請 (業者名簿登録、指名願いの申請)

○県または各市町村に対して入札参加資格(指名願い)の申請を行う

- ・令和7～10年度の入札に必要な入札参加資格申請は、従前どおり県または各市町村※に対し申請
 - ・入札参加資格申請に必要な資格等の要件(建設業許可種別等)は、県または各市町村それぞれの要件に従う
- ※入札参加を希望する企業団の各機関(企業団の本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体

【例】 R7～10年度に企業団が発注する入札に参加する場合の申請

- ・企業団本部または広域水道センターの発注 → 奈良県の入札参加資格者名簿への登録申請を行う
- ・企業団A市事務所の発注 → A市の入札参加資格者名簿への登録申請を行う

○企業団に対して入札参加資格(指名願い)の申請を行う (※R11年度からの参加資格に係る申請受付はR9・10年度を予定)

- ・令和11年度以降の入札に必要な入札参加資格は、企業団に対し申請(県の入札参加資格申請共同化への参画を検討)
- ・入札参加資格申請に必要な資格等の要件(建設業許可種別等)は、企業団統一の要件を適用

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

Ⅲ. 令和7年度からの取扱と統一制度について

③ 格付け

○県または各市町村による格付けを適用する

- ・令和7～10年度は、県または各市町村※が各事業者に対して行う格付けを用いて企業団の発注を実施
- ・事業者は、従前どおり県または各市町村※に対し入札参加資格の申請を行い、それぞれの機関において格付けを受ける（格付けを行っている市町村のみ）

※入札参加を希望する企業団の各機関(企業団本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体

【例】 R7～10年度に企業団が発注する工事等の入札に参加する場合の格付け
企業団本部または広域水道センターの発注 → 奈良県が行う格付けを利用
企業団A市事務所の発注 → A市が行う格付けを利用

(令和7年度に整理)

■ 入札参加資格に係る建設業許可業種の取扱いについて

○県または各市町村において定める入札参加資格業種(建設業許可業種)を適用する

- ・令和7～10年度に企業団の建設工事の発注において入札等参加資格として求める入札参加資格業種(建設業許可業種)は、従前どおり県または各市町村の入札参加資格要件等※で定める業種を適用

※ 企業団の各機関(企業団の広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)がそれぞれ適用する要件等

R7～10年度に企業団が発注する配水管等の管路工事の入札参加資格として必要な入札参加資格業種(建設業許可業種)
→ 県、各市町村においてそれぞれ定める入札参加資格業種(建設業許可業種)を従前どおり適用

【例】 ・企業団 A市事務所発注の場合 → 「土木一式」の許可
・企業団 B市事務所発注の場合 → 「水道施設工事」の許可
・企業団 C町事務所発注の場合 → 「管工事」の許可

○企業団統一の入札参加資格要件において定める入札参加資格業種(建設業許可業種)を適用する

- ・令和11年度以降に企業団の建設工事の発注において入札等参加資格として求める入札参加資格業種(建設業許可業種)は、企業団統一制度において定める業種を適用

令和11年度以降に企業団が発注する配水管等の管路工事の入札参加資格として必要な入札参加資格業種(建設業許可業種)

→ 「水道施設工事」の許可に統一
事業者は、新たな建設業許可の取得、経営事項審査の受審等の移行対応が必要

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

Ⅲ. 令和7年度からの取扱と統一制度について

■ 建設業許可業種の移行に伴う総合評定値の取扱いについて

R
7
～
R
10

○ 県または各市町村において定める建設業許可業種に係る総合評定値を適用する

- ・令和7～10年度に企業団の建設工事の発注において入札等参加資格として求める建設業許可業種に係る総合評定値(経審点)は、従前どおり県または各市町村の入札参加資格要件等※で定める建設業許可業種に係る点数を適用

※ 企業団の各機関(企業団の広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)がそれぞれ適用する要件等

R
11
～
R
12

○ 企業団統一の入札参加資格要件において定める建設業許可業種に係る総合評定値を適用する

- ・令和11年度以降に企業団の建設工事の発注において入札等参加資格として求める建設業許可業種に係る総合評定値(経審点)は、企業団統一制度において定める建設業許可業種に係る点数を適用

令和11年度以降に企業団が発注する配水管等の管路工事の入札参加資格として必要な総合評定値

→「水道施設工事」の建設業許可に係る総合評定値に統一
事業者は、新たな建設業許可に係る経営事項審査の受審等の移行対応が必要

総合評定値の段階的な取扱い（令和11～12年度の経過措置）

→「水道施設工事」または従前の建設業許可業種の総合評定値のいずれか高い方を適用

【例】 R11～12年度に企業団が発注する建設工事等に適用する総合評定値

- ・A事業者 → 「土木一式」または「水道施設工事」の総合評定値のいずれか高い方
- ・B事業者 → 「管工事」または「水道施設工事」の総合評定値のいずれか高い方

■ 企業団入札参加資格申請、建設業許可業種等の移行に係るスケジュール

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
●企業団設立	●企業団事業統合					
事業者等への周知						
【事業者】建設業許可取得等の移行対応			【事業者】企業団名簿への登録申請			
県・各市町村の入札参加資格等を適用					企業団の入札参加資格等を適用	
県・各市町村の定める建設業許可業種を適用					企業団の定める建設業許可業種を適用	
県・各市町村の定める建設業許可業種の総合評定値を適用					【経過措置】水道施設工事許可または従前許可の総合評定値を適用	

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

Ⅲ. 令和7年度からの取扱と統一制度について

入札等の実施方法

④ 一般競争入札（発注基準）

R
7
～
R
10

○建設工事等の発注は、県または各市町村の発注基準を適用し行う

・令和7～10年度の企業団の建設工事等※1の発注は、従前どおり県または各市町村の発注基準等に定める事業者選定方法※2により行う

※1 建設工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務その他工事に関連する調査業務 等

※2 企業団の各機関(本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)においてそれぞれ適用する発注基準等に定める選定方法(一般、指名競争入札等)

【例】 R7～10年度に企業団が発注する建設工事等に適用する発注基準

- ・企業団本部または広域水道センターの発注 → 奈良県水道局が適用する発注基準
- ・企業団A市事務所の発注 → A市上水道部が適用する発注基準

R
11
～
R
12

○建設工事等の発注は、企業団の発注基準を適用し行う

・令和11年度以降の企業団の建設工事等の発注は、企業団の発注基準※に定める事業者選定方法により行う

・事業者は、企業団の発注基準に定める参加資格等により、企業団発注の建設工事等の入札に参加可能

※企業団の発注基準詳細は令和7年度に整理

⑤ 指名競争入札（指名基準）

R
7
～
R
10

○県または各市町村が定める指名基準による事業者の指名を行う

・令和7～10年度の指名競争入札に係る事業者の指名は、従前どおり県または各市町村が定める指名基準※により行う

※企業団の各機関(本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)においてそれぞれ適用する指名基準

R
11
～
R
12

○企業団の指名基準による事業者の指名を行う

・令和11年度以降の指名競争入札に係る事業者の指名は、企業団の指名基準※により行う

※企業団の指名基準詳細は令和7年度に整理

⑥ 随意契約 【令和7年度から統一】

R
7
～
R
12

○地方公営企業法施行令に定める随意契約の基準に従い、その解釈・運用を統一

・随意契約ができる金額の基準は、同施行令に定める都道府県の基準適用へ統一する

⑦ 総合評価落札方式による入札

(令和6年度中に整理)

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

Ⅲ. 令和7年度からの取扱と統一制度について

ダンピング対策等

⑧ 低入札価格調査制度

R
7
～
R
10

○県または各市町村の低入札価格調査制度を適用する

- ・令和7～10年度は、従前どおり県または各市町村の低入札価格調査制度※に定める基準、取扱い等を適用する
- ・従前、低入札価格調査制度の運用を行っていない等の場合は当該運用を継続する

※ 企業団の各機関(本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)においてそれぞれ適用する制度

R
11
～

(令和7年度中に整理)

⑨ 最低制限価格制度

R
7
～
R
10

○県または各市町村の最低制限価格制度を適用する

- ・令和7～10年度は、従前どおり県または各市町村の最低制限価格制度※に定める基準、取扱い等を適用する
- ・従前、最低制限価格制度の運用を行っていない等の場合は当該運用を継続する

※ 企業団の各機関(本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)においてそれぞれ適用する制度

R
11
～

(令和7年度中に整理)

⑩ 予定価格等の公表基準

R
7
～
R
10

○予定価格等の公表は、県または各市町村の取扱いを適用する

- ・令和7～10年度に企業団が実施する入札に係る予定価格、低入札調査基準価格、最低制限価格等は、従前どおり県または各市町村の取扱い※(事前公表、事後公表、非公表の別)を適用する

※ 企業団の各機関(本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)においてそれぞれ適用する取扱い

R
11
～

(令和7年度中に整理)

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度について

Ⅲ. 令和7年度からの取扱いと統一制度について

⑪ 監督・検査・評定の取扱い 【令和7年度から統一】

○令和7年度から、工事・委託業務の監督・検査・評定の取扱い・基準を統一する

- ・監督・検査・評定の業務は各市町村事務所が実施（基本）（ただし、検査・評定業務の一部は本部で実施）
- ・統一の基準により検査・評定された工事成績は、令和11年度以降の企業団統一の入札参加資格者名簿に反映

R7～10年度に統一基準により検査・評定された工事成績の取扱い

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	令和11年度～
県・各市町村の入札参加資格者名簿・格付けを利用				企業団の入札参加資格者名簿を利用
統一の制度・取扱いによる検査・評定				統一名簿に反映

⑫ 電子入札

○県または各市町村の電子入札システムを利用して電子入札を行う

- ・令和7～10年度の企業団の発注のうち電子入札とするものは、従前どおり県または各市町村の電子入札システム※を利用
- ・従前、電子入札を行っていない場合は、引き続き、紙による入札を継続

※ 企業団の各機関(本部、広域水道センター、各市町村事務所)の従前の団体(県・各市町村の水道事業体)においてそれぞれ利用する電子入札システム

【例】 R7～10年度に企業団が発注する工事等の電子入札

企業団本部または広域水道センター発注の電子入札案件 → 奈良県の電子入札システムを利用

企業団A市事務所の発注の電子入札案件 → A市の電子入札システムを利用

○企業団独自の電子入札システムを利用して電子入札を行う

- ・令和11年度以降は、企業団独自の電子入札システムを利用し、すべての企業団の発注を電子入札により実施
- ・電子入札を行っていない場合も、令和11年度以降はすべて電子入札へ移行（原則）

⑬ 電子契約 【令和7年度から統一】

○令和7年度から、電子契約による運用へ統一する（原則）

- ・令和7年度以降に企業団が行う契約は、原則、電子契約(PDF形式の電子ファイル・電子署名)により行う